

ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業 UIJ ターン就職希望者登録制度要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業（以下「本事業」という。）として、U I J ターン就職の促進及び各産業分野における人材不足の解消を図るため、U I J ターン就職希望者に対する財政支援を行うに当たり、本事業の対象となるU I J ターン就職希望者の登録制度について、必要な事項を定めるものとする。

(登録対象者)

第2 本事業の対象となるU I J ターン就職希望者として登録を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 八戸市内に所在する事業所（官公庁を除く。）又は八戸市と連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結している町村内に所在する事業所のうち、八戸市内に本社を有する事業所若しくは八戸市の誘致企業が設置するものへの就職及び八戸市への移住を希望していること。
- (2) 登録申請時に日本国内の青森県、岩手県及び秋田県を除く地域に引き続き1年（学生としての居住期間を除く。）以上居住していること。
- (3) 登録申請時に45歳未満であること。
- (4) 本事業に基づく助成金の交付を受けて本市に居住を開始して以降、本市に5年以上定住する意思を有すること。
- (5) 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校等の学生でないこと。
- (6) 単身赴任者（就労のため、八戸市に居住している配偶者又は扶養家族である子と別居している者をいう。）でないこと。
- (7) 現に出稼労働者手帳の交付を受けていないこと。
- (8) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者ではないこと。
- (9) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- (10) 本事業に基づく助成金の交付を受けたことがないこと。
- (11) 八戸市移住支援金支給事業及び八戸市医療・福祉職子育て世帯移住支援金支給事業における移住支援金の支給要件に該当しないこと。

(登録申請等)

第3 U I J ターン就職希望者として登録を受けようとする者は、八戸市U I J ターン就職希望者登録申請書(別記第1号様式)により市長に申請しなければならない。

(登録)

第4 市長は、第3に規定する申請書を受理したときは、当該申請内容を審査し、U I J ターン就職希望者として適当と認めたときは、その者を登録するものとする。

2 前項の登録の有効期間は、3年間とし、登録の有効期間満了までに登録辞退を行わず、かつ本事業に基づく助成金の交付が完了していない場合は、自動的に3年間延長するものとし、以降も同様とする。ただし、U I J ターン就職希望登録者が45歳に達する日をもって登録の有効期間は、終了するものとする。

3 市長は、第1項の登録を行ったときは、当該申請者に対し、八戸市U I J ターン就職希望者登録決定通知書(別記第2号様式)によりその旨を通知するものとする。

(変更等の届出)

第5 第4第1項の規定によりU I J ターン就職希望者として登録を受けた者(以下「U I J ターン就職希望登録者」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 登録を受けた内容を変更しようとする場合 八戸市U I J ターン就職希望者登録変更届(別記第3号様式)
- (2) 登録を辞退しようとする場合 八戸市U I J ターン就職希望者登録辞退届(別記第4号様式)

(登録の取消)

第6 市長は、U I J ターン就職希望登録者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、U I J ターン就職希望者としての登録を取り消し、八戸市U I J ターン就職希望者登録取消通知書(別記第5号様式)により通知するものとする。

- (1) 登録を辞退した場合
- (2) 虚偽の申請又は誓約を行った場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この要綱の規定に違反した場合

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、U I J ターン就職希望者の登録について必要な事項は、別に定める。

附

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附

この要綱は、平成 29 年 6 月 30 日から実施する。

附

この要綱は、平成 30 年 5 月 31 日から実施する。

附

この要綱は、平成 31 年 4 月 23 日から実施し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附

この要綱は、令和 4 年 4 月 21 日から実施し、令和 4 年 4 月 13 日から適用する。

附

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

附

この要綱は、令和 7 年 6 月 20 日から実施する。